

アルバイトについてのアンケート

愛知学院大学学生課・法務支援センター

問1 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。(例：コンビニ、居酒屋、学習塾、スーパー…、複数経験の場合は1つだけ書いてください。)

()

問2 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされていますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。

- 1 働く前に具体的な説明はなかった(求人情報のみを含む)
- 2 働く前に口頭で知らされた(労働条件が記載された書面はなかった)
- 3 働く前に会社から労働条件が記載された書面を見せられ、知らされた(書面は見せてもらえたが持ち帰ることはできなかった)
- 4 働く前に会社から労働条件が記載された書面を渡され、知らされた(書面を持ち帰ることができた)

問3 アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。(複数回答可)

- 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた
- 採用時に合意した以上のシフトを入れられた
- 一方的に急なシフト変更を命じられた
- 一方的にシフトを削られた
- 実際に働いた時間の管理がされていない(例えばタイムカードに打刻した後に働かされたなど)
- 賃金が支払われなかった(全額 残業分 その他 ())
- 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった
- 時間外労働や休日労働、深夜労働について、割増賃金が支払われなかった
- 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった
- 給与明細書がもらえなかった
- その他 ()
- 労働条件上の不当な扱いはなかった

問4 アルバイトによって、授業に出席できないことがありましたか。

- ない
- ある

問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できないことがありましたか。

- ない
- ある

(裏面に続きます)

アルバイトアンケート集計結果

回答者数：日進キャンパス 77名 名城公園キャンパス 11名

実施日：2019.09.25～26 交通安全講習会

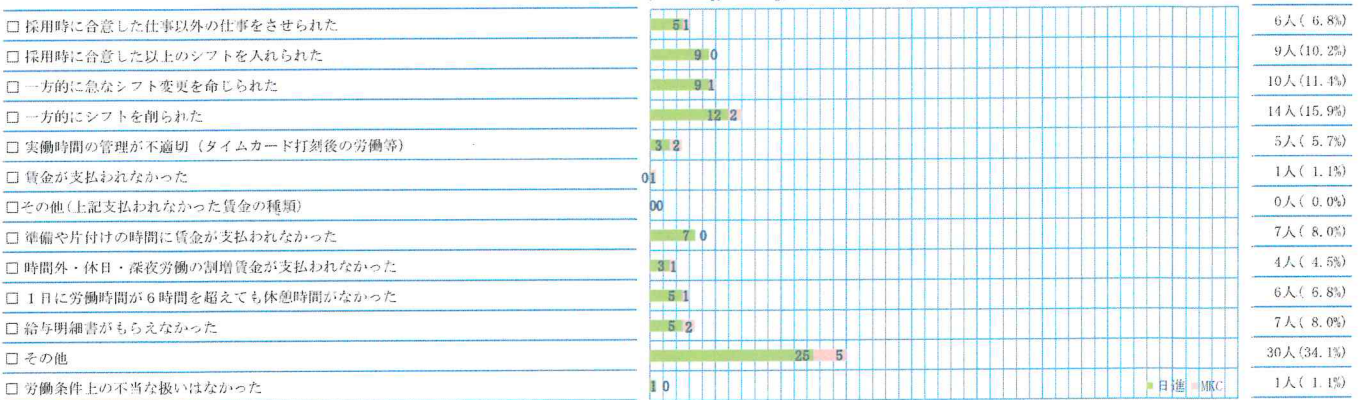
問1 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。(例：コンビニ、居酒屋、学習塾、スーパー…、複数経験の場合は1つだけ書いてください。)

飲食店、コンビニ、レンタルビデオ店、倉庫整理、居酒屋、配達、定食屋、コールセンター、百貨ショップ、学習塾、引越し、書店、ドラッグストア、スーパー、温泉、ファーストフード、アパレル、パチンコ店、プールの監視員、ホテルスタッフ、寿司屋、焼肉屋、ファミレス、パン屋、薬局、カラオケ、スポーツジム、ガソリンスタンド、室内遊園地、派遣、イベントアルバイト、掃除、新聞配達、カフェ、工場、レンタカー、ブックオフ

問2 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされていますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。



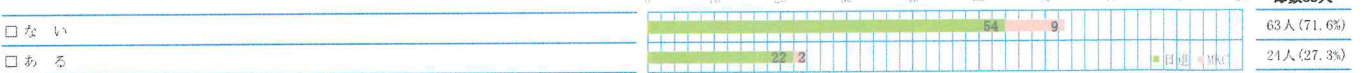
問3 アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。(複数回答可)



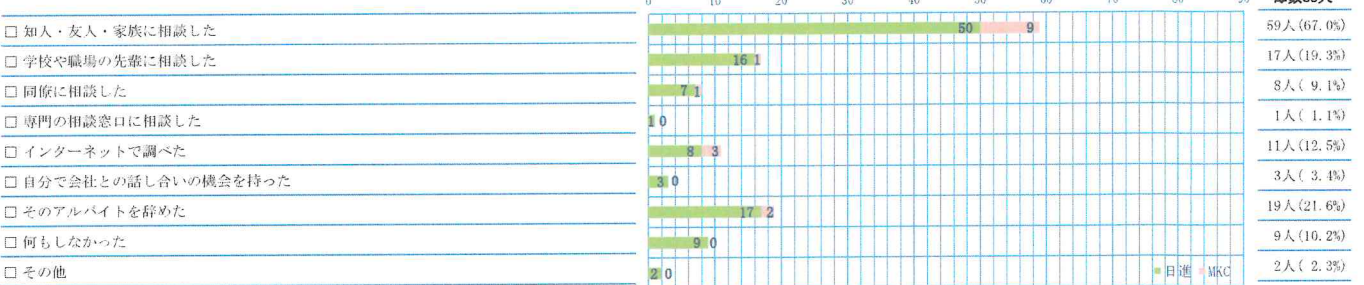
問4 アルバイトによって、学業に支障が出た経験がありますか、ある場合は、具体的に状況を記載してください。



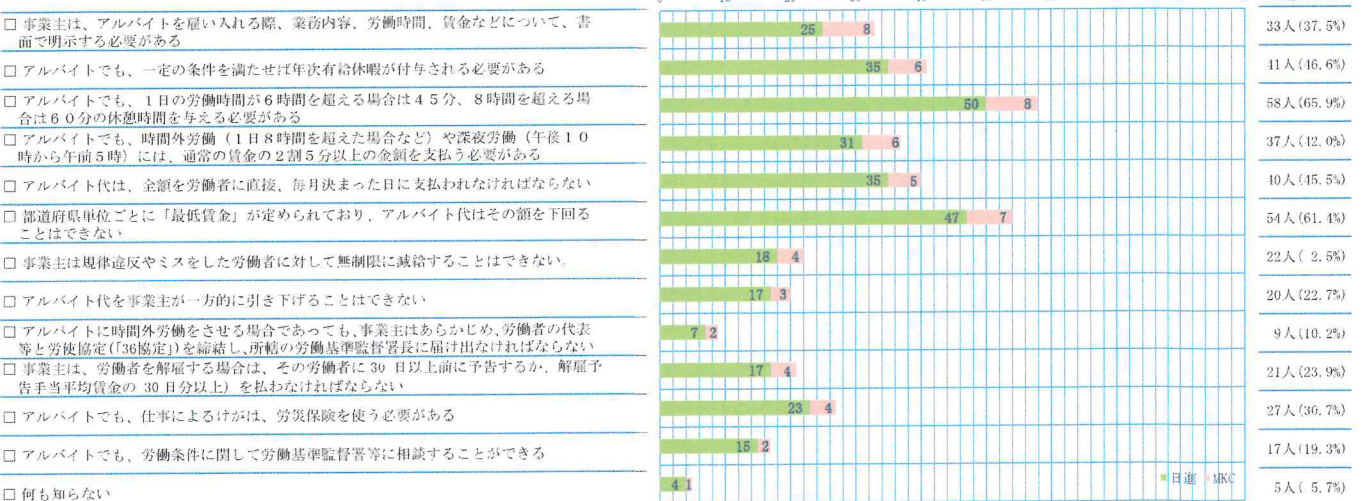
問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できないことがありましたか。



問5 労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。(どうしますか。)(複数回答可)



問6 法律で定められている労働条件に関して、知っていることは何ですか。(複数回答可)



アルバイト・アンケートの集計結果（2015年度厚労省調査との比較）

（2018年9月24日～28日交通安全講習会参加者への実施分：集計数104名）

愛知学院大学学生課・法務支援センター

	厚労省	愛知学院
問2 アルバイトをする際、労働条件をどのように知ったか。	母数 1961	母数 88
<input type="checkbox"/> 1 具体的な説明はなかった（求人情報のみを含む）	374(19.1)	17(19.3)
<input type="checkbox"/> 2 口頭で知らされた（労働条件記載書面はなし）	432(22.0)	13(14.8)
<input type="checkbox"/> 3 労働条件記載書面を見せられ、知らされた（書面持帰り不可）	346(17.8)	22(25.0)
<input type="checkbox"/> 4 労働条件記載書面を渡され、知らされた（書面持帰り可）	809(41.3)	32(36.4)
問3 アルバイトで次のようなことがあったか。（複数回答可）	母数 1961	母数 88
<input type="checkbox"/> 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた	263(13.4)	6(6.8)
<input type="checkbox"/> 採用時に合意した以上のシフトを入れられた	291(14.8)	9(10.2)
<input type="checkbox"/> 一方的に急なシフト変更を命じられた	287(14.6)	10(11.4)
<input type="checkbox"/> 一方的にシフトを削られた	231(11.8)	14(15.9)
<input type="checkbox"/> 実働時間の管理が不適切（タイムカード打刻後の労働等）	150(7.6)	5(5.7)
<input type="checkbox"/> 賃金が支払われなかった	27(1.4)	1(1.1)
<input type="checkbox"/> その他		0(0.0)
<input type="checkbox"/> 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった	266(13.6)	7(8.0)
<input type="checkbox"/> 時間外・休日・深夜労働の割増賃金が支払われなかった	105(5.4)	4(4.5)
<input type="checkbox"/> 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった	173(8.8)	6(6.8)
<input type="checkbox"/> 給与明細書がもらえなかった	163(8.3)	7(8.0)
<input type="checkbox"/> 労働条件上の不当な扱いはなかった	1015(51.8)	30(34.1)
<input type="checkbox"/> その他		1(1.1)
問4-1 アルバイトによって、学業に支障が出た経験があるか。	母数 1000	母数 88
<input type="checkbox"/> ない	822(82.2)	81(93.4)
<input type="checkbox"/> ある	178(17.8)	6(6.6)
問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できないことがありましたか。		母数 88
<input type="checkbox"/> ない		63(71.6)
<input type="checkbox"/> ある		24(27.3)
問5 困ったことがあった場合、どうしたか。（複数回答可）	母数 1000	母数 88
<input type="checkbox"/> 知人・友人、家族に相談した	556(55.6)	59(67.0)
<input type="checkbox"/> 学校や職場の先輩に相談した	96(9.6)	17(19.3)
<input type="checkbox"/> 同僚に相談した	57(5.7)	8(9.1)
<input type="checkbox"/> 専門の相談窓口相談した	16(1.6)	1(1.1)
<input type="checkbox"/> インターネットで調べた	101(10.1)	11(12.5)
<input type="checkbox"/> 自分で会社との話し合いの機会を持った	28(2.8)	3(3.4)
<input type="checkbox"/> そのアルバイトを辞めた	107(10.7)	19(21.6)
<input type="checkbox"/> 何もしなかった	101(10.1)	9(10.2)
<input type="checkbox"/> その他		2(2.3)

問6 労働条件に関して、知っていることは何か。(複数回答可)	母数 1000	母数 88
<input type="checkbox"/> 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある	475(47.5)	33(37.5)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある	414(41.4)	41(46.6)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある	565(56.5)	58(65.9)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、時間外労働(1日8時間を超えた場合など)や深夜労働(午後10時から午前5時)には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある	427(42.7)	37(42.0)
<input type="checkbox"/> アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない	435(43.5)	40(45.5)
<input type="checkbox"/> 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない	641(64.1)	54(61.4)
<input type="checkbox"/> 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。	222(22.2)	22(25.0)
<input type="checkbox"/> アルバイト代を事業主が一方的に引き下げることはできない	248(24.8)	20(22.7)
<input type="checkbox"/> アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定(「36(さぶろく)協定」)を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない	128(12.8)	9(10.2)
<input type="checkbox"/> 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日以上前に予告するか、解雇予告手当(平均賃金の30日以上)を払わなければならない	214(21.4)	21(23.9)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、仕事によるけがは労災保険を使う必要がある	323(32.3)	27(30.7)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる	264(26.4)	17(19.3)
<input type="checkbox"/> 何も知らない	129(12.9)	5(5.7)

1. 労働条件の明示

労働条件通知書を交付されている者は全体の36.4%しかいなかった。相変わらず高い。具体的な説明がなかったという者は19.3%であり、これは2018年の12.5%、2017年の12%よりも増加している。口頭で知らされただけの者は14.8%で、2018年の22.1%、2017年の23%よりは減少している。いずれにしても労働基準法等の法令が守られて以内実体が今年も続いている。

2. 労働条件について

不当な扱いがなかったと答えている者は34.1%である。2018年の不当な扱いがなかったと答えている割合の41.3%であり、2017年は47.1%であった。なお、厚生労働省の調査では51.8%が不当な扱いはなかったと答えている。大幅に少なくなった。不当な扱いが増えているのは問題である。

最も多かったのは、「一方的にシフトを削られた」の15.9%である。これは従前から指摘が多かった問題である。次に多かったのは「一方的に急なシフト変更を命じられた」の11.4%であった。従前からシフトについての不満が多く指摘さえていたが、今年も同様の傾向があった。

3. 学業に支障が生じた

生じたと回答する者は6.6%と、2018年の4.8%、2017年の2.2%と比較して徐々に増加している。深刻に受け止める必要がある。

3-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できない

アルバイトによって、授業中疲れて集中できないことがあったと回答した者は27.3%あった。2018年は34.6%もあったので、若干減少した。しかし、およそ3割もの学生が、授業中に疲れて集中できないという影響があるというのは深刻な問題である。

4. 困ったときの相談先

「知人・友人、家族」が67%（2018年61.5%）と最も多く、その次に多かったのはそのアルバイトを辞めた（21.6%）であり、次いで「学校や職場の先輩に相談した」が19.3%だった。「何もしなかった」は2018年には15.4%いたが、今年は10.2%と減少した。

なお、「専門の相談窓口相談した」は1.1%と少なかった。

1人で抱え込まずに身近な者に相談したり、アルバイトを辞めるなど、適切な行動をとられているが、専門の相談窓口相談する数はもっと増えても良いと考えられる。相談しやすい窓口の設置と啓発が求められる。

5. 法定労働条件の認識

法定労働条件の認識として低かったのは36協定の締結・届け出（19.2%、2018年6.7%、2017年9%）で、解雇予告（23.9%、2018年10.6%、2017年17.7%）、アルバイト代の引き下げ禁止（22.7%、2018年14.4%、2017年26.4%）、減給制裁の禁止（25.0%、2018

年 18.3%、2017 年 27.3%) である。

認識が高かったのは、休憩時間の付与 (65.9%、2018 年 68.3%、2017 年 67.1%)、最低賃金 (61.4%、2018 年 58.7%、2017 年 60.6%)、アルバイトでも割増賃金を支払う必要がある (42.0%、2018 年 40.4%) である。

2015 年の厚生労働省の調査と同様であるし、2018 年、2019 年ともおおきく傾向は変わらない。

解雇予告、アルバイト代の引き下げ、減給制裁などはよく相談される事項であり、問題をはらんでいる。さらなる啓発が必要である。

6. まとめ

今年アンケートの特長は、アルバイトで労働条件上の不当な扱いはなかったという回答が減少しているという点である。啓発活動により若干意識が高まったことの影響もあると思われる。しかし、その結果、問題と感じていない学生が減ったということになると、アルバイトの労働環境は悪く、改善する傾向にはないということになる。アルバイトのおかれている労働環境に不安を感じる。